

# 令和2年度 青少年愛護審議会（全体会）次第

日時：令和2年11月6日（金）10:00～12:00

場所：3号館7階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

(1) 有害興行の指定について（報告） 資料1

(2) 有害玩具類(ボーガン)の指定について（報告） 資料2

(3) 青少年のインターネット利用に関するルールづくりのポイント 資料3

(4) 青少年施策の概要について（報告） 資料4

5 意見交換

6 閉 会



令和2年度 兵庫県青少年愛護審議会委員名簿

○委員（19名）

（敬称略）

	氏名	役職名	出席	備考
1	池田明子	兵庫県PTA協議会	○	
2	柳田竜一	兵庫県中学校長会会長	○	
3	江口研一	一般社団法人 電気通信事業者協会業務部長	○	
4	奥谷謙一	兵庫県議会議員	○	
5	梶木典子	神戸女子大学家政学部教授		
6	友藤富士子	兵庫県連合婦人会会長	○	
7	新井肇	関西外国語大学外国語学部教授	○	
8	坂本津留代	神戸市西区井吹台自治会連合会会長	○	
9	佐々木伸	弁護士	○	
10	佐藤克子	兵庫県青少年補導委員連合会会長	○	
11	浅野香	生活衛生同業組合 兵庫県興行協会事務局長	○	
12	森忠延	兵庫県書店商業組合(理事長)代理理事		
13	西海恵都子	株式会社神戸新聞社編集局長	○	
14	西本玲子	神戸YWCA総幹事	○	
15	野々山久也	甲南大学名誉教授	○	
16	速水順一郎	兵庫県青少年団体連絡協議会顧問	○	
17	前川裕司	NPO法人「コムサロン21」理事長	○	
18	前田忠弘	甲南大学法学部教授	○	
19	森正枝	子どもの遊び場を考える会 赤とんぼ代表	○	

任期：平成30年12月21日～令和2年12月20日



## 兵庫県青少年愛護審議会幹事名簿

○幹事（36名）

（順不同・敬略称）

氏名	役職名	出席	代理	備考
小倉 陽子	企画県民部管理局私学教育課長	○		
内藤 良介	企画県民部広報戦略課長	○		
赤松 和則	企画県民部女性青少年局男女家庭課長	○		
竹谷 貴子	企画県民部女性青少年局青少年課長	○		
岩原 直子	企画県民部県民生活局県民生活課長			
有吉 智香	企画県民部県民生活局消費生活課長			
神足 孝明	企画県民部県民生活局地域安全課長	○		
喜多 和美	企画県民部芸術文化課長			
小谷 寛和	健康福祉部社会福祉局人権推進課長	○		
庄 宏哉	健康福祉部障害福祉局障害福祉課長			
藤本 貴義	健康福祉部少子高齢局こども政策課長	○		
中西 史宏	健康福祉部少子高齢局児童課長	○		
大岡 徹彦	健康福祉部健康局薬務課長		○	（代理）岡本 典子 【薬務対策・捜査班】
源田 健	健康福祉部健康局生活衛生課長	○		
津吉 一弥	産業労働部政策労働局労政福祉課長			
白川 智子	産業労働部政策労働局能力開発課長			
稲葉 久美子	農政環境部農政企画局農業経営課長			
長島 浩	農政環境部農林水産局水産課長			
杉浦 聡	農政環境部環境創造局環境政策課長			
木下 浩昭	中央こども家庭センター所長			
酒井 ルミ	精神保健福祉センター所長	○		
村田 かおり	県教育委員会事務局義務教育課長		○	（代理）富永 和典 【高校教育課副課長兼生徒指導班長】
西田 利也	県教育委員会事務局高校教育課長			
前川 浩子	県教育委員会事務局社会教育課長		○	（代理）角野 陽介 【指導主事】
山根 尚	県教育委員会事務局体育保健課長	○		
駒田 勝	県教育委員会事務局人権教育課長	○		
藤原 智	県警察本部生活安全部参事官兼生活安全企画課長	○		
仁科 年正	県警察本部生活安全部少年課長	○		
小川 元	神戸家庭裁判所次席家庭裁判所調査官		○	（代理）入山 真一郎 【主任家庭裁判所調査官】
炭村 佳苗	神戸地方検察庁検事（少年係）	○		
木村 進一	神戸地方法務局人権擁護課長			
泉 佳孝	神戸保護観察所首席保護観察官	○		
新村 英一	兵庫労働局雇用環境・均等部 企画課長	○		
山本 亮子	神戸市こども家庭局こども青少年課青少年育成担当課長			
江尻 勝也	神戸市教育委員会事務局学校教育部児童生徒課長		○	（代理）小寺 功一 【生徒指導担当課長】
戸田 達男	（社福）兵庫県社会福祉協議会地域福祉部長	○		

## 事務局等

### ○兵庫県

氏名	役職名	備考
松森 章子	県民生活部長	
坂本 直子	企画県民部女性青少年局長	
竹谷 貴子	企画県民部女性青少年課長	
大西 正子	企画県民部女性青少年副課長	
森本 由貴子	企画県民部青少年課青少年育成班長	
笠井 信介	企画県民部青少年課青少年指導班長	
原 実男	企画県民部青少年課青少年指導調査専門員	

### ○オブザーバー

氏名	役職名	備考
神崎 敏道	公益財団法人兵庫県青少年本部 業務執行理事兼事務局長	







青少年愛護審議会資料

## 有害興行（映画）の指定

令和2年11月

兵庫県青少年課



青第 1160 号  
令和2年11月6日

兵庫県青少年愛護審議会 会長 様

兵庫県知事 井戸 敏三

有害興行の指定について（報告）

青少年愛護条例第25条第1項ただし書の規定に基づき、有害興行を別紙のとおり指定しましたので、同条例第25条第2項の規定により報告します。



## 有害興行の指定状況

区 分	指 定 状 況	指 定 数
		令和2年3月4日～令和2年10月6日
第11条(指定)	興 行 ( 映 画 )	26本

**有害興行(映画)の指定一覧表**  
(令和2年3月4日～令和2年10月6日)

通し番号	配給会社	種別	興行の題名	指定年月日
1	キノフィルムズ	映画	ナイフ・プラス・ハート (原題) UN COUTEAU DANS LE COEUR (KNIFE+HEART)	令和2年3月31日
2	ティ・ジョイ	映画	囀る鳥は羽ばたかない The clouds gather	令和2年3月31日
3	新東宝映画	映画	どすけべサラリーマン 快樂処世篇	令和2年3月31日
4	ファントム・フィルム	映画	ミッドサマー [ディレクターズカット版] (原題) M I D S O M M A R	令和2年3月31日
5	オーピー映画	映画	温泉情話 湯船で揉みがえり	令和2年5月1日
6	新東宝映画	映画	絶頂本番 私のなかの娼婦	令和2年5月1日
7	オーピー映画	映画	オトナのしおり とじて、ひらいて	令和2年5月1日
8	ザファール、クイーンズカンパニー	映画	夕方のおともだち	令和2年5月1日
9	オーピー映画	映画	名器乱舞 欲情の下半身	令和2年5月1日
10	新東宝映画	映画	どすけべサラリーマン 肉体遍歴篇	令和2年6月5日
11	オーピー映画	映画	つれこむ女 したがりぼっち	令和2年6月5日
12	オーピー映画	映画	たわわなときめき あなたの人生変わるかも	令和2年6月5日
13	オーピー映画	映画	揉めよドラゴン 爆乳乱れ咲き	令和2年7月3日
14	新東宝映画	映画	好淫調教 若妻 罨り	令和2年7月3日
15	オーピー映画	映画	よがりの森 火照った女たち	令和2年7月3日
16	オーピー映画	映画	怪談 回春荘 こんな私に入居して	令和2年7月3日
17	キノフィルムズ	映画	この世の果て、数多の終焉 (原題) LES CONFINS DU MONDE (TO THE ENDS OF THE WORLD)	令和2年8月7日
18	オーピー映画	映画	ペッティング・モンスター 快樂喰いまくり	令和2年8月7日
19	ギャガ	映画	カサノバ ～最期の恋～ (原題) DERNIER AMOUR (CASANOVA, LAST LOVE)	令和2年8月7日
20	新東宝映画	映画	わいせつ珍談 異次元セックスの世界	令和2年9月1日
21	オーピー映画	映画	悪女の色仕掛け カモって快感!	令和2年9月1日
22	オーピー映画	映画	キモハラ課長 ムラムラおっぴろげ	令和2年9月1日
23	オーピー映画	映画	ギャル番外地2 またシメさせていただきます	令和2年10月6日
24	新東宝映画	映画	団地の色情 奥さんが帰る前に・・・	令和2年10月6日
25	オーピー映画	映画	若妻 ナマ配信 見せたがり	令和2年10月6日
26	スペースシャワーネットワーク	映画	アウェイデイズ (原題) AWAY DAYS	令和2年10月6日

## 有害玩具類（ボーガン）の指定

令和2年11月

兵庫県青少年課





青 第 1 1 6 1 号  
令和 2 年 11 月 6 日

兵庫県青少年愛護審議会 会長 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三

有害玩具類の指定について（報告）

青少年愛護条例第 25 条第 1 項ただし書の規定に基づき、有害玩具類を別紙のとおり指定しましたので、同条例第 25 条第 2 項の規定により報告します。

## 有害玩具類の指定状況

## 1 有害玩具類(クロスボウ)の指定 (兵庫県告示第622号の2)

青少年愛護条例(昭和38年兵庫県条例第17号)第12条第4項の規定により、有害玩具類等として、次のものを指定する。

令和2年6月5日

種類	品名	形状、構造又は機能	指定理由
玩具類	クロスボウ (銃砲型近代洋弓)	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、当該発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm <sup>2</sup> 以上のもの	当該玩具類は、人体に危害を及ぼすおそれがある構造又は機能を有するものであり、青少年に所持させることは、その健全な育成を阻害するものと認められる。

## 2 告示の一部改正 (兵庫県告示第1041号の2)

令和2年兵庫県告示第622号の2(有害玩具類等の指定)の一部を次のように改正する。

令和2年10月6日

種類	品名	形状、構造又は機能	指定理由
玩具類	ボーガン (クロスボウ、銃砲型近代洋弓)	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの (1)当該ボーガンの弦を引いた状態に保持された弦にかかる重量が10ポンド以上のもの (2)当該ボーガンに矢を装填し、発射した場合において、当該発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm <sup>2</sup> 以上のもの	当該玩具類は、人体に危害を及ぼすおそれがある構造又は機能を有するものであり、青少年に所持させることは、その健全な育成を阻害するものと認められる。

## 有害玩具類（ボーガン）の指定

令和2年6月4日に宝塚市でボーガンを使用した殺人事件が発生したことを受け、県では、当該事件を模倣した青少年（18歳未満）による類似事件の発生を未然に防止するため、青少年愛護条例の規定に基づき、クロスボウ（銃砲型近代洋弓）を「有害玩具類」の玩具類として令和2年6月5日付けで緊急指定しました。その後、第351回定例兵庫県議会で「ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例」（以下、「ボーガン条例」という。）が議決されたことを受け、令和2年10月6日付けで指定内容を修正しましたので、報告します。

### 記

#### 1 告示の内容

品名	形状、構造又は機能
ボーガン (クロスボウ、銃砲型近代洋弓)	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、 <u>次に掲げる要件のいずれかに該当するもの</u> <u>(1) 当該ボーガンの弦を引いた状態に保持された弦にかかる重量が10ポンド以上のもの</u> (2) 当該ボーガンに矢を装填し、発射した場合において、当該発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm <sup>2</sup> 以上のもの

※下線部は令和2年6月5日付け兵庫県告示622号の2から修正した箇所

#### 2 経緯

- 令和2年6月4日 宝塚市でボーガンを使用した殺人事件発生  
令和2年6月5日 青少年愛護条例の有害玩具類としてクロスボウを緊急指定  
(兵庫県告示第622号の2)  
令和2年10月5日 第351回定例兵庫県議会でボーガン条例が議決  
令和2年10月6日 青少年愛護条例の指定内容修正(品名修正、ポンド併記)  
(兵庫県告示第1041号の2)

#### 3 告示の修正理由

##### (1) 品名の修正

ボーガン条例との整合性を図るため、一般的に広く使われている「ボーガン」を、青少年愛護条例で指定する「有害玩具類」の品名に追記

##### (2) 形状、構造又は機能

ボーガン条例では30ポンド以上のボーガン取得者に対し知事への届出義務を規定したことから、青少年愛護条例においても、事業者が「有害玩具類」の判断を容易にできるよう、従来のエネルギー値に加え、ポンド表記を併記

#### 4 有害玩具類（ボーガン）の指定基準

(1) 当該ボーガンの弦を引いた状態に保持された弦にかかる重量が10ポンド以上のもの

##### ① ボーガン条例との整合性

ボーガン条例では、ボーガン(30ポンド以上)を取得した者等の知事への届出義務を規定し、商品に一般的に表示される弦の引き重量(ポンド)を基準としたことから、青少年愛護条例においても、事業者が「有害玩具類」の判断を容易にできるようにポンドを併記することとした。

##### ② トイクロスボウの試射実験結果

青少年課で入手した2種類のトイクロスボウを、県立工業技術センターにおいて試射実験した結果を勘案し、基準値を10ポンドとした。

	目的	対象	規制・義務等	罰則
青少年愛護条例	青少年の健全育成を図り、あわせてこれを阻害するおそれのある行為から青少年を保護	事業者	・青少年への有害玩具類等の販売または貸し付けの禁止	30万円以下の罰金または科料(刑事罰)
ボーガン条例	ボーガンの安全な使用及び適正な管理を確保し、安全で安心な県民生活の確保を図る	県民事業者	・ボーガン取得者等の知事への届出 ・使用者または事業者への必要事項の報告義務(必要があると認めるとき) ・職員による立入調査への協力義務(必要があると認めるとき)	5万円以下の過料(行政罰)

(2) 当該ボーガンに矢を装填し、発射した場合において、当該発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm<sup>2</sup>以上のもの

##### ① 運動エネルギー量 (kgf・m/cm<sup>2</sup>)

$$1/2 \times \text{矢の重量 (kg)} \times \text{矢の初速}^2 \text{ (m/s)} \div \text{断面積 (cm}^2\text{)} \div 9.8 \text{ (重力加速度)}$$

##### ② 「0.07 kgf・m/cm<sup>2</sup>」の根拠

青少年が有害玩具類により人を傷つけたりしないよう、人体に危害を加えない威力を基準とした。

##### ア がん具銃と同様の基準を採用

○がん具銃の指定内容(S62.9.11)

当該がん具銃用の弾丸を装填し発射した場合において、発射された弾丸の有する単位面積当たりの運動エネルギーが、銃口の直前で、0.07kgf・m/cm<sup>2</sup>(キログラム・メートル毎平方センチメートル)以上のもの(ジュールでは0.686ジュール/cm<sup>2</sup>以上)

##### イ 直近でクロスボウを有害玩具類として指定した基準を参考

○茨城県(H27.7.2)

当該クロスボウの矢を装てんし、発射された矢の有する単位当たりのエネルギーが、装てん時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm<sup>2</sup>以上のもの

[参考] 0.07 kgf・m/cm<sup>2</sup>を判断する目安

斜角度水平で矢を発した場合において、おおむね装填時の矢の先端から3mの距離にある四隅を支えた状態の新聞紙5枚程度を貫通する威力を有するもの

# 青少年のインターネット利用に関する ルールづくりのポイント

令和2年11月

兵庫県青少年課



## 青少年のインターネット利用に関する「ルールづくりのポイント」

スマートフォンの急速な普及やオンラインゲーム機の普及により、青少年のインターネット長時間利用によるネット依存やSNSに起因した犯罪被害の増加が問題となっている。

県では、平成28年度に青少年愛護条例を改正し、青少年のインターネット利用のルールづくりの取組を進めた結果、県内の9割以上の小・中学校が取り組むなど一定の効果がみられるが、学校での取組だけでは不十分であり、家庭での取組の促進と保護者への啓発の強化が必要である。

そこで、これまでの取組を基に、各家庭でのルールづくりに役立つ具体的なポイントを作成し、県民に周知することで、家庭での取組の促進を図り、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備をさらに推進する。

### 1 本県のこれまでの取組

#### (1) 青少年愛護条例改正

- ・青少年が契約又は使用する携帯電話契約時のフィルタリング契約を原則義務化(H21.7 施行)
- ・「何人も青少年のインターネット利用に関する基準(ルール)づくりが行われるよう支援する」という努力義務を規定(H28.4 施行)

#### (2) 条例に基づく主な施策

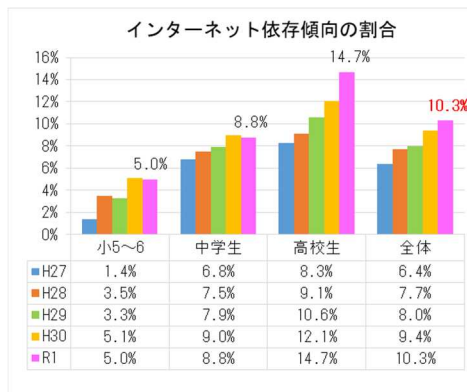
- ・青少年が主体的に安全・安心なインターネット利用対策を検討するワークショップの実施
- ・青少年の取組を発表する全県大会「スマホサミット」の開催
- ・ルールづくりに取り組む市町を支援するインターネット利用基準作成遵守支援事業の実施

#### (3) 施策の成果

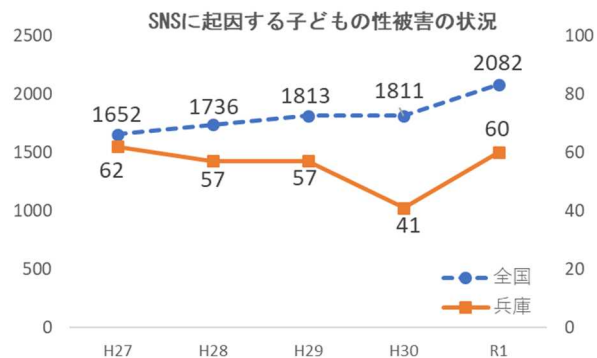
- ・携帯・スマホ利用に関するルールづくりに取り組んだ県内小中学校(神戸市除く): 93.7%(R1)
- ・令和元年度青少年の携帯電話契約時のフィルタリング利用状況: 71.1%(H30:56.3%)

### 2 課題

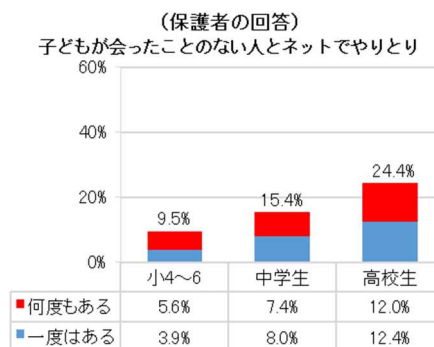
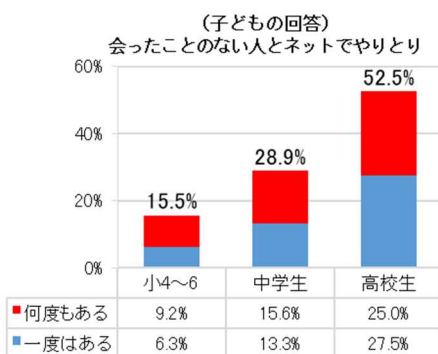
#### (1) 青少年のネット依存傾向やSNSに起因した犯罪被害が増加傾向



※別添アンケート結果 P1 参照



#### (2) 保護者が子どものネット利用実態を把握できていない



※別添アンケート結果 P13 参照

### 3 「ルールづくりのポイント」の内容

各家庭で子どもの安全・安心なインターネット利用について話し合い、効果的なルールづくりや定期的なルールの見直しが図られるよう、下記の内容をまとめた「ルールづくりのポイント」を作成する。

#### (1) 親子でのコミュニケーションの重要性の理解

- ・子どもが興味を持っているゲーム(アプリ)等に親が関心を持ち、子どもとコミュニケーションを図ることの重要性
- ・子どもと親が話し合っただけでルールづくりを行う過程が重要であることの意識啓発
- ・子どもだけでなく家族でのルールを定めるなど家庭全体での取組

#### (2) 家庭での効果的なルールづくりの進め方

- ・インターネット・ゲームの利用時間等は子どもの年代や環境、利用目的等によって異なるため、各家庭の実情に応じたルールづくりを進める際の留意点
- ・ペアレンタルコントロールやフィルタリングなどルールを守るために補助的に活用する各事業者のサービスや設定方法
- ・子どもの成長に合わせた定期的なルールの見直しの必要性

#### 〔参考〕 青少年を取り巻くインターネット環境の背景

##### ○香川県のネット・ゲーム依存症対策条例（R2.4 施行）

- ・保護者は子どもにスマートフォン等を使用させるにあたり、その危険性や弊害等について子どもと話し合い、使用に関するルールづくり及びその見直しを行う。
- ・1日あたりのゲーム等の利用時間の目安を示し、ルール遵守の努力義務を規定

〔○1日あたり利用上限の目安  
ゲーム：平日 60 分、学校等の休業日 90 分、  
スマートフォン等：午後 9 時まで（義務教育終了前）、午後 10 時まで（それ以外）〕

##### ○文部科学省による「中学校におけるスマホ・携帯電話持込み」取扱いの見直し

- ・緊急時の対応や防犯面で有効として、一定の条件の下で持込みを容認
- 〔①自らを律することができるルールを、学校のほか、生徒や保護者が協力して作る機会を設けること  
②学校における管理方法や、紛失等のトラブルの場合の責任の所在が明確にされていること  
③フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること  
④学校や家庭で携帯の危険性や正しい使い方を適切に指導していること〕

##### ○コロナ禍の長期休業に伴う ICT 環境整備の推進

- ・児童生徒 1 人 1 台コンピュータの実現
- ・高速大容量の通信ネットワークの整備 等



## 青少年の安全安心なインターネット利用に関する 「ルールづくりのポイント」構成案

### 1 対象

インターネット(スマートフォンやゲーム機等)を使い始める子どもの保護者

### 2 構成

#### (1) インターネットの利便性

- ・インターネットは日常生活において欠かせないツールとなっている  
(例：天気予報、地図、行程検索、ニュース、漫画、音楽、趣味など)

#### (2) インターネットの普及

- ・新型コロナの影響によるオンライン授業の環境整備を促進
- ・中学校によるスマホの持ち込み容認

#### (3) インターネットの危険性

- ・ネット依存(ゲーム障害)  
問題は、インターネットのうち、嗜癖性の高いゲーム等の過剰使用  
※ゲーム障害の定義(WHO)  
※ゲーム障害になる人の特徴(有識者から意見聴取)  
(例：昼夜逆転、摂食障害、攻撃性、高額課金)
- ・規則正しい生活を送ることが重要(湯船に浸かる、食事を取るなど)
- ・ネット(主にSNS)を通じた犯罪被害  
(例：誘拐、わいせつ、児童ポルノ自画撮り被害、誹謗中傷(被害者・加害者))  
※犯罪実例(インターネットトラブル事例集・県警取扱事例を掲載)

#### (4) ルールづくりのポイント(総論)

- ①家族でルールを決めて使用する(※話し合いをすることが重要)
- ②定期的なルールの見直しをする
- ③ペアレンタルコントロールを活用する

#### (5) ルールづくりのポイント(各論)

- ①家族でルールを決めて使用する
  - ・話し合いによるルールの重要性
  - ・ルールとして決めるべき項目(例：時間、場所、アプリ、危険、課金、ペナルティ)
  - ・ルールを明文化(可視化)
  - ・ルールが守られるようするために気をつけること
- ②定期的なルールの見直しをする
  - ・環境の変化に対応し、柔軟にルールを変更することの重要性

③ペアレンタルコントロールを活用する

○スマートフォン (OS 事業者)

アップル：スクリーンタイム

グーグル：ファミリーリンク

} QR コードを掲載

○ゲーム

任天堂：みまもり switch

→ QR コードを掲載

④フィルタリングを活用する

・携帯電話会社によるフィルタリングサービスの基本的な機能を紹介

NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク等：あんしんフィルター

楽天モバイル：i フィルター

} QR コードを掲載

(6) 我が家のルール (おやくそく) の様式

(7) 相談窓口

①兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課

②兵庫県警察本部ヤングトーク

③ひょうごっ子悩み相談センター

④ほっとらいん相談 (青少年)

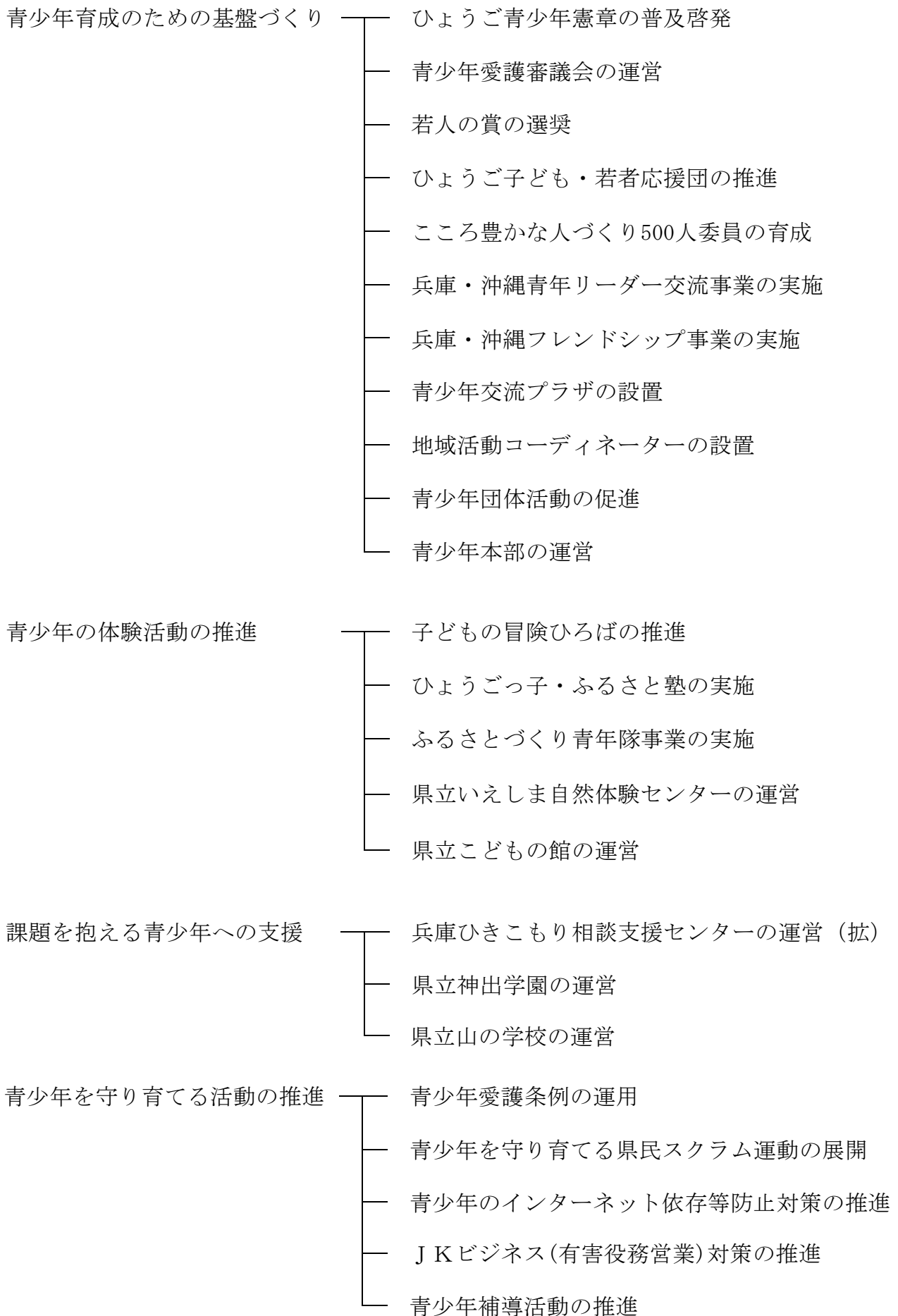
⑤兵庫県精神保健福祉センターこころの健康電話相談専用ダイヤル

## 青少年施策の概要

令和2年11月

兵庫県青少年課

## 令和2年度 青少年施策体系表



# 1 青少年育成のための基盤づくり

次代を担う青少年の健全育成を推進するため、公益財団法人兵庫県青少年本部や青少年団体等と連携し、青少年育成のための基盤づくりを図る。

## (1) ひょうご青少年憲章の普及啓発

平成12年に県民の青少年育成指針として制定された「ひょうご青少年憲章」について、大会やセミナー等において参加者で唱和するなど、県民への普及啓発を行う。

## (2) 青少年愛護審議会の運営 (215千円)

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して、必要な重要事項を調査審議するとともに、知事の諮問に応じて有害興行等の指定等に関する事項を調査、審議する審議会(委員19名)を運営する。

＜開催日＞ 全体会 令和2年11月6日

## (3) 若人の賞の選奨 (92千円)

青少年の自己啓発と社会参加を促すため、優れた活動を行った青少年を表彰する。

＜対象＞ 青少年団体等において3年以上継続的に活動し、青少年活動の振興、文化の振興、福祉の向上、環境の整備、国際交流活動に特に貢献した青少年

＜受賞人数＞

年度	S60～H30	R1	R2
人数	169	5	5



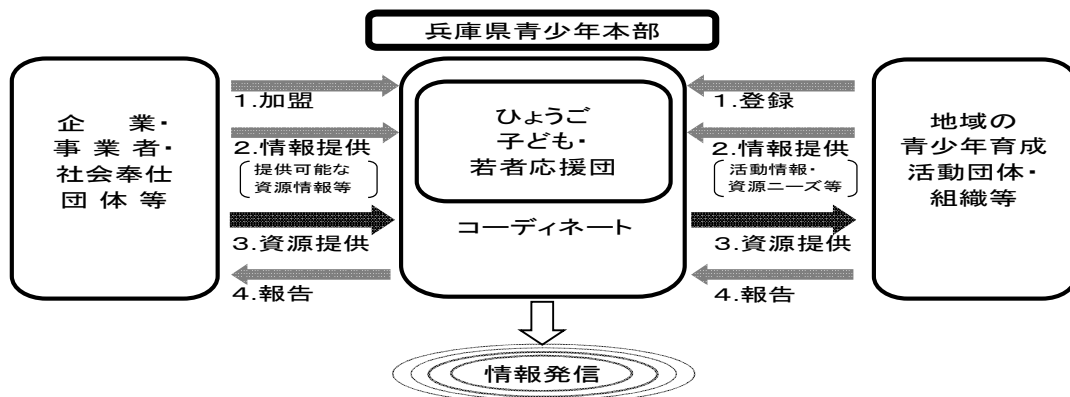
【若人の賞贈呈式】

### 【R2受賞者の活動内容】

- ・若手指導者リーダーとして少年の柔道指導に取り組み後進を育成
- ・日本と外国の小・中学校でのテレビ電話による交流授業や出張授業など多文化共生と国際交流
- ・若手リーダーとして若者の意見を発信しスカウト活動の活性化
- ・和太鼓演奏家として多彩な公演や地域でのボランティア活動に取り組み音楽の普及発展
- ・野外活動リーダーとして多彩な体験活動を企画運営

## (4) ひょうご子ども・若者応援団の推進

青少年の健全育成に意欲ある企業・団体等と地域の青少年育成活動をつなぐため、①企業・団体等の募集・登録、②提供された資源(物資・人材等)と青少年団体のニーズとのマッチング、③寄付金を原資とした助成事業を実施する。



<実施状況>

	加盟企業等 (累計)	マッチング	一般助成 (上限10万円/団体)	災害復興支援 特別助成 (上限15万円/団体)	次世代育成支援 特別助成 (上限50万円/団体)
R1	685社	139件	57件	5件	3件
H30	662社	244件	65件	6件	—

(5) こころ豊かな人づくり 500人委員の育成 (3,179千円)

青少年育成活動や地域づくり活動に積極的に参画する担い手を育成するため、青少年健全育成について体系的に学び、課題解決に向けた実践的な講座を実施する。

<主 催> (公財)兵庫県青少年本部

<委員数> 249人 (16期 令和元年度・2年度(2年間))

<講座体系> 基本講座4回 (全県・地域各2回/2年)

実践講座4回以上 (地域/2年)

教養講座8回以上(全県・地域各4回以上/2年)

<実施期間> 令和元年8月～令和3年2月 (2年間)

<修了後> 500人委員OB会活動のほか、地域の民生児童委員、青少年補導委員、地域ビジョン委員等として活動



【青少年サポートセミナー開講式】

<16期 地域別委員数(R2.9月末)>

(単位：人)

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
48	23	27	34	23	12	37	12	12	21	249

(6) 兵庫・沖縄青年リーダー交流事業の実施 (319千円)

友愛交流運動の一環として、両県の青年が郷土の歴史や文化の交流を通して友愛の絆を深め、ふるさとへの誇りと愛着を育むことにより、郷土の発展に寄与するリーダーを養成する。

<事業内容>

実施日程	【夏期】(第48回) 令和2年10月3(土)	【冬期】(第48回) 令和3年2月11日(木)～14日(日) 予定
実施場所	オンライン	兵庫県
対象	県内在住・在勤・在学の18歳～40歳までの青年	
主な行事	オンラインによる交流 (平和学習(外部講師による講演)、文化交流(沖縄の文化紹介)、記念品交換等)	県立兔和野高原野外教育センターでの研修、郷土芸能等による交流会、施設見学等
参加者数	兵庫6人、沖縄6人、計12人	兵庫15人、沖縄15人、計30人予定
R1実績	兵庫17人、沖縄10人、計27人	兵庫10人、沖縄10人、計20人



【オンライン交流】



【冬期キャンプ】  
(兔和野高原)

## (7) 兵庫・沖縄フレンドシップ事業の実施（114千円）

島田叡元沖縄県知事顕彰碑の建立記念式典への県民交流団の派遣など、平成27年度に実施した「兵庫・沖縄友愛戦後70年記念事業」の発展事業として平成28年度から沖縄県の児童生徒が来県し、兵庫の児童生徒と交流を深めている。

(R2は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、沖縄県の申し入れにより中止)

<事業内容>（当初の予定）

実施日程	令和2年12月19日(土)～22日(火)
実施場所	神戸市内、姫路市内
対 象	沖縄県・兵庫県の児童生徒
主な行事	沖縄県の小中学生を出迎え、 沖縄舞踊エイサーの実演、 両県の遊びの紹介による郷土芸能体験、 歴史博物館・姫路城による兵庫の歴史・ 文化学習
参加者数	兵庫70人、沖縄90人、計160人
R1実績	兵庫125人、沖縄93人、計218人



【交流会の様子（県立こどもの館）】

## 2 青少年の体験活動の推進

生きる力を育む体験活動の機会を提供するとともに、青少年のふるさと意識を醸成し、地域で活躍する人材の育成につなげる。

### (1) 子どもの冒険ひろばの推進（24,603千円）

身近な地域の大人が見守る中、子どもたちが自由な発想でのびのびと遊ぶことができる場として「子どもの冒険ひろば」の一層の拡大を図り、地域ぐるみの子育てを推進する。

<事業内容>

対 象 団 体	青少年団体、NPO、子育て支援グループ等42団体
助 成 額	1団体あたり上限50万円（年間実施回数に応じて補助額決定）
助成団体への支援等	プレーリーダー研修、子どもの居場所づくり交流会、情報誌発行等
実 施 状 況	659カ所（常設64カ所・出前 累計595カ所）(R2.9月末)
R1実績	658カ所（常設63カ所・出前 累計595カ所）、年間利用者 57,805人

<地域別カ所数（R2 常設）>

（単位：カ所）

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
9	10	8	8	4	6	5	5	3	6	64



【体験活動の様子】

## (2) ひょうごっ子・ふるさと塾の実施 (9,100 千円)

青少年が“身近な地域での社会体験”や“豊かな自然に触れる多様な体験”をすることで世代間や地域間の交流を進めるとともに、ふるさとを大切にすることを養い、ふるさと意識の醸成を図る。

<事業内容>

対象事業	身近な地域の体験型	自然体験型
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者が1県民局域内で構成</li> <li>参加者の5割以上が団体会員以外</li> <li>地域住民との交流がある。</li> <li>地域の芸術・文化・生活などを体験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者が2県民局域以上で構成</li> <li>参加者の5割以上が団体会員以外</li> <li>地域住民との交流がある。</li> <li>自然の中での体験活動</li> </ul>
対象団体	県青少年団体連絡協議会に加盟する団体及びその地域団体	
助成額	250千円以内/件	
助成件数	33件 (R2.9月末)	
R1実績	40件 (参加人数: 6,796人)	



【ふるさと体験活動】  
(日本ボーイスカウト兵庫連盟伊丹第11団)

## (3) ふるさとづくり青年隊事業の実施 (10,322 千円)

団体青年と公募青年からなる「ふるさとづくり青年隊」が行う地域の活性化や課題解決の取組を通して、若者のふるさと意識を醸成し、地域づくりの核となる人材を育成する。

<事業内容>

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の活性化や課題解決に取り組みたい地域団体</li> <li>中核となる若者(40歳未満)が概ね5人以上</li> </ul>
助成件数	10件(新規6件、継続4件)
参加者	103人(団体青年63人・公募青年40人)(R2.9月末)
助成額	1地域あたり50万円以内
事業例	<p>(新)「集まれ!瀬川平盛り上げ隊」(香美町) 瀬川平(とろかわだいら)でのトレイルランなど、地域の自然を生かしたイベントの企画運営に参画し、新たな視点による地域の魅力を発信</p> <p>(継)「高平課題解決総合プロジェクト」(三田市) 無農薬での米作りなど、三田市高平地区の里山での暮らしを体験し、地域の人々と共に創る喜びや、交流を通じて地域の魅力を発信</p>
R1実績	助成件数 9件、参加者 123人(団体青年 56人、公募青年 67人)



【青年による収穫の様子】



#### (4) 県立いえしま自然体験センターの運営（81,130千円）

瀬戸内の豊かな自然の中で、体験・実践型の多様なプログラムを実施するとともに、子どもリーダー養成講座や指導者養成講座等を開設し、「自然体験活動・海の世界学習の拠点」施設として運営する。

<設置場所> 姫路市家島町西島

<指定管理者> (一社)いえしま自然体験協会

<主な施設> 環境学習センター、海中探検・養殖体験ゾーン、ボランティアリーダー棟、テントサイト、野外炊飯場等



【カヌー体験】

<年間利用者数>

年 度	H30	R1
利用者数	20,356人	20,566人

<主な主催事業>

事業名	実施日	参加対象者	参加者	R1実績
自然と遊ぼう	7/4～5	小学4～6年生	33人	30人
子どもヨット教室	7/26～28	小学4年生～中学生	夏休縮小により中止	台風で中止
無人島チャレンジ	8/8～13	中学生	18人	36人
底引き網 漁業体験&魚料理体験	11/14～15	一般・家族	50人(予定)	49人

#### (5) 県立こどもの館の運営（126,194千円）

遊びや創作活動を通じて、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、子育て支援機関や団体の活動の全県中核拠点として、多彩な事業を展開する。

<設置場所> 姫路市太市中

<指定管理者> (公財)兵庫県青少年本部

<主な施設> 多目的ホール、実習室、円形劇場、児童図書室、工作館等

<年間利用者数>

年 度	H30	R1
利用者数	307,477人	236,164人



【こどもフェスティバルの様子】

#### ア 多彩な体験活動・交流の展開

- こどもフェスティバルの開催（※R2はコロナの影響で中止）、こどもの館劇団養成など
- 高校生ふれあい体験ひろば、ボランティアの育成など

#### イ 子育て力を高める支援活動の推進

- まちの子育てひろば支援事業の推進（小規模保育施設等への派遣を含む）
- 森の子育てひろば、家族ふれあいキャンプ等の実施
- 子育て電話相談の実施（R1年度：73件）など

#### ウ こどもの館館外活動活性化事業

- 児童指導事務員が児童館、児童養護施設、県立施設等で工作、劇あそび等の活動を実施

#### ※新型コロナウイルス対策への取組

- 在宅の子どもや親に向けた動画配信（さくらクラブレター）
- 書籍消毒器により消毒した絵本の宅配（こどもさくら絵本便）
- ボランティアが作成したマスクを児童養護施設等に配布（こどもマスクとどけ隊）

### 3 課題を抱える青少年への支援

青少年を取り巻く社会環境が大きく変化する中、ひきこもり等課題を抱える青少年に的確に対応するなど、青少年の健やかな成長の支援を図る。

#### (1) 兵庫ひきこもり相談支援センターの運営（17,701千円）

ひきこもりの長期化・高齢化が進む中、ひきこもり支援の充実を図るため、青少年を中心とする全年齢を対象とする相談窓口「兵庫ひきこもり相談支援センター」を、「ひょうごユースケアネット推進会議」（保健・医療、福祉、教育、雇用等30機関で構成）のネットワークを生かし、県立神出学園を中核に運営する。

#### ア 電話相談「ほっとらいん相談」

① 開設日時 月・火・水・金・土曜日（週5日） 10:00～12:00、13:00～16:00

② 相談実績 (単位：件)

年度	件数	相談内訳						相談者内訳	
		ひきこもり	不登校	非行	虐待	いじめ	その他	本人	本人以外
R1	1,008	811	96	0	0	0	101	708 (70.2%)	300 (29.8%)
H30	927	752	97	0	0	0	78	704 (75.9%)	223 (24.1%)

#### イ 地域ランチの設置

ひきこもり当事者やその家族の身近な地域での支援を充実させるため、県内5箇所ランチを設置し、個別相談やセミナー等を行うとともに、ランチを拠点に地域の関係機関とのネットワークを構築し、情報交換や研修等を行う。

##### ① 相談内容

- 電話相談・来所相談（電話相談のうち、面接相談が適切なケース）
- 訪問支援（電話・来所相談のうち、訪問支援が適切なケース）

② 相談体制 ひきこもり等の支援を行うNPO団体へ委託

③ 実施場所 県内5箇所

地域	受託団体	所在地	ランチの特徴
阪神	(認特)宝塚NPOセンター	宝塚市	生活困窮者相談窓口を運営
播磨	(認特)コムサロン21	姫路市	ひめじ若者サポートステーションを運営
但馬	(特非)コトハリ豊岡・いのちのネットワーク	豊岡市	豊岡健康福祉センター内に設置
丹波	(特非)結	丹波篠山市	若者就労支援「遊び村」を運営
淡路	(認特)ソーシャルデザインセンター淡路	南あわじ市	ジョブトレーニングを運営

##### ④ 相談実績

(単位：件)

年度	電話相談	来所相談	訪問相談	計	相談者内訳	
					本人	本人以外
R1	1,634	1,608	158	3,400	2,482 (73.0%)	918 (27.0%)
H30	1,339	1,597	180	3,116	2,281 (73.2%)	835 (26.8%)

## ウ ひきこもりサポーターの育成

地域全体で、潜在するひきこもり者を早期に適切な支援へつなげられるよう、ひきこもりの課題を抱える青少年等を支援する「ひきこもりサポーター」育成研修を実施し、地域における支援人材を育成する。

### ① ひきこもりサポーター育成研修

研修区分	対象者	研修内容	受講人数	実施時期
初級コース	ひきこもり本人や家族等に対する支援に関心のある方	ひきこもりに関する基礎的知識 等	R2:80 人	9月7日
中級コース	初級コース修了者	ひきこもり支援の内容及び方法 等	R2:34 人	10月6日 10月23日

※R2年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、

初級コース：「オンライン受講」または「兵庫県民会館」での視聴受講より選択

中級コース：「兵庫県民会館」で対面受講

※初級(1日)、中級(2日)を修了した者のうち、希望によりサポーター登録

<R 1実績>研修受講者(初級61人、中級44人)サポーター登録者39人

<H30実績>研修受講者(初級89人、中級36人)サポーター登録者35人



【ひきこもりについての講義(初級コース)】



【各地域ブランチとの交流(中級コース)】

### ② ひきこもりサポーターフォローアップ研修

登録したひきこもりサポーターを対象に、各地域ブランチで、ひきこもり当事者や家族と関わる上での課題や対応策、傾聴方法、関係づくり等実践に向けた取組のためのフォローアップ研修を実施し、ひきこもりサポーターの地域での活用を図りながら、ひきこもり支援が地域に浸透する体制づくりを推進する。

<実施状況> 県内5ヶ所の地域ブランチごとに実施(年1回)

<活用状況> ・ひきこもり者や家族が集まる居場所等での話し相手  
・ひきこもりに関する研修会等関連行事の手伝い 等

## エ(新)地域のひきこもり対策機能の強化

ひきこもり当事者や家族にとって身近な市町でのひきこもり対策機能の強化を支援するため、地域ブランチに市町支援員を配置し、市町と協働してひきこもり支援を実施することで、地域ブランチが持つひきこもり支援のノウハウや情報共有を図る。

<市町と協働して行う支援>

- ひきこもり専門相談の実施
- ひきこもり者や家族を対象とする居場所等の開設
- ひきこもり支援に関する関係機関の連絡協議会等の実施

## (2) 県立神出学園 (91,265 千円) 及び県立山の学校 (51,141 千円) の運営

不登校や高校中退などで自分の進路を見つけるのが困難な青少年の社会的自立を支援するため、寮での共同生活のもと、農作業体験やものづくり体験等、自己理解や進路発見につながる体験プログラムを企画・実施する。

<神出学園・山の学校の概要> (令和2年9月末現在)

	神出学園	山の学校
設 立	平成6年10月	平成5年1月
指定管理	H18.4.1～ ((公財)兵庫県青少年本部)	H26.4.1～ ((公財)兵庫県青少年本部)
設置場所	神戸市西区神出町小束野	宍粟市山崎町五十波
入学時期	4月及び5月～10月までの随時	4月及び5月～10月までの随時
在籍/定員 (R1.9末時点)	54人/80人 (52人/80人)	5人/20人 (11人/20人)
対 象	県内に在住する義務教育を修了した23歳未満の男女	県内に在住する義務教育を修了した21歳未満の男子
内 容	○農作業体験や動物とのふれあい ○心理カウンセラーによる個別対応 ○学習指導を通じた進路選択支援	○林業体験等を通じた人づくり ○野外活動等による仲間づくり ○職場体験等を通じた進路選択支援
修業年限	原則2年以内 (全寮制)	原則1年間 (全寮制)
学 外 者 向 け 事 業 (R1実績)	「1日交流体験プログラム」 (15～概ね40歳までの男女) (参加者：218人)	「チャレンジ体験」 (15～25歳程度の男女) (参加者：8人)
進 路	○修了者総数709人 就 学 507人 (71.5%) 就 職 90人 (12.7%) その他 112人 (15.8%)	○修了者総数356人 就 職 199人 (55.9%) 就 学 122人 (34.3%) その他 35人 (9.8%)



【乗馬レッスン】  
(神出学園)



【チェーンソー実技】  
(山の学校)

## 4 青少年を守り育てる活動の推進

地域、学校、事業者、保護者等が一体となって、青少年を守り育てる活動を展開するとともに、青少年愛護条例のもと、青少年のインターネット利用対策、児童ポルノ自画撮り被害の防止及びJ Kビジネス（有害役務営業）対策を推進する。

### (1) 青少年愛護条例の運用（25,282千円）

青少年愛護活動推進員による立入調査や業者指導など、青少年愛護条例の適正な運用を通じ、青少年の健全育成を図る。

#### ア 青少年愛護条例の概要

- ①有害興行・有害図書類の指定と青少年の観覧、青少年への販売の禁止等
- ②有害玩具類等の指定と青少年への販売・貸付の禁止  
令和2年6月5日 クロスボウ(銃砲型近代洋弓)を「有害玩具類」の玩具類として緊急指定
- ③青少年に対するみだらな性行為等の禁止
- ④青少年に危険ドラッグ等の使用を勧誘する行為等の禁止
- ⑤青少年の携帯電話の原則フィルタリング利用等、インターネット上の有害情報からの青少年の保護
- ⑥青少年に対する児童ポルノ自画撮り勧誘行為の禁止
- ⑦青少年を有害役務営業の接客業務に従事させることの禁止等

#### イ 青少年愛護活動推進員の設置

- <設置数> 青少年課2名、県民局・県民センター各1名（12名）
- <業務内容> 条例の周知徹底と立入調査及び業者指導の実施  
青少年を取り巻く有害環境実態調査の実施

### (2) 青少年を守り育てる県民スクラム運動の展開（1,419千円）

「青少年育成スクラム会議」等を通じて、学校、地域、事業者、行政が連携して、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進する。

#### ア 青少年育成スクラム会議の開催

兵庫県青少年を守る店連絡協議会をはじめ事業者、青少年育成団体等52団体の参画のもと、青少年健全育成の課題・方策、非行・被害防止等について協議を行う。

- <全県会議> 令和2年7月1日
- <地域会議> 県下10地域 各2回以上
- <R1実績> 46回



【青少年育成全県スクラム会議】

#### イ 青少年を取り巻く有害環境実態調査の実施

青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすおそれのある営業を対象に全県調査を行い、青少年育成スクラム会議や市町及び学校等に情報提供を行う。

<有害環境実態調査対象店舗数> (毎年12月末時点で把握集計)

	自動販売機	図書販売店	ビデオレンタル店	カード自販機	玩具店	カラオケハウス	有害役務営業	ネットカフェ等	携帯電話事業者	計
R1	0	2,444	103	0	366	164	120	49	566	3,812
H30	1	2,505	108	0	336	169	111	52	566	3,848
増減	△1	△61	△5	0	30	△5	9	△3	0	△36

(3) 青少年のインターネット依存等防止対策の推進 (3,796千円)

青少年のインターネットの利用に関する基準づくりへの支援の努力義務や、青少年が使用する携帯電話の原則フィルタリング利用を定める青少年愛護条例の趣旨を踏まえ、産官学民言の協働により、ネット依存の防止や有害情報対策等を図り、良好な環境づくりを推進する。

ア インターネット利用基準作成遵守支援事業

小学校、中学校等におけるインターネットの利用に関する基準づくりを市町と連携して支援するため、市町に対する補助を実施する。

<補助額> 1校あたり上限30千円

<負担割合> 県1/2、市町1/2

<事業例> 学習会の実施、保護者へ配布するリーフレットの作成、ネット利用に関するアンケートの実施、スマホサミットの開催

<R1実績> 376/1,094校 (34.4%)

<R2.9月末> 155/1,090校 (14.2%)

<学校におけるルールづくり取組状況> (神戸市除く、教育委員会調査(令和2年3月現在))

40市町/40市町、789校/842校 (93.7%)

イ インターネット関連事業者対策

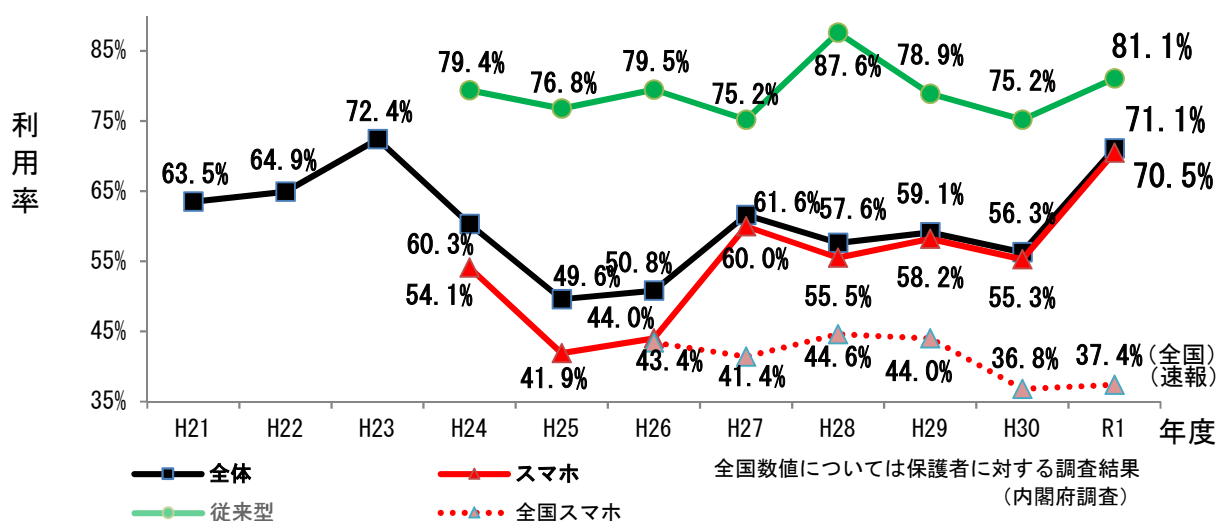
事業者の義務履行、自主的な取り組みを推進する青少年のインターネット利用対策戦略会議を開催する。

<出席者> インターネット関連事業者(携帯電話事業者)、警察、教委等

<日程> 令和2年7月27日(「オンライン・オフライン」ハイブリッド会議にて実施)

<内容> 令和元年度のフィルタリング利用率調査結果報告  
携帯電話事業者の取組みについての意見交換 等

【青少年が使用する携帯電話のフィルタリング利用率】



## ウ インターネット利用対策キャンペーン

ルールづくり・フィルタリング利用啓発ポスターを作成し、携帯電話ショップ等で掲示・配布するとともに、街頭イベントを実施する。

<実施状況> 年間2回予定

<R1実績> 8月(三宮センター街)

3月(甲子園球場前)

(※春の選抜甲子園未開催に伴い中止)

<R2.9月末> 8月(SNSを通じて啓発)



【インターネット利用対策キャンペーン】



【啓発ポスター】

## エ 青少年のインターネット利用における「ルールづくりのポイント」作成

スマートフォンの普及や新型コロナウイルスの影響によるインターネットの長時間利用が問題となる一方で、オンライン授業の推進など日常生活においてインターネットは不可欠なものとなっている。このような中、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるよう「ルールづくりのポイント」を作成し、家庭での取組を推進する。

## オ 「青少年のネットトラブル防止大作戦」の展開

産官学民言の様々な主体が連携・協働して、青少年等による主体的なネット利用のルールづくりへの支援等を推進する。

### ① 推進会議の設置・運営

青少年の適切なインターネット利用に係る取組内容を検討するための推進会議を設置

<座長> 兵庫県立大学環境人間学部 竹内和雄准教授

<構成員> 警察、教育委員会、PTA協議会、青少年団体、マスコミ等

<開催回数> 年3回(令和2年6月22日、10月19日、令和3年2月22日)

### ② 各種啓発活動及び全県大会の実施

#### ○ 統一キャンペーンの実施

子どもたちが考えた「ひょうごスマホ宣言 2020」等をPRするとともに、「県民スクラム運動」のネットワークを活用した統一キャンペーンを県内10地域で実施するなど、積極的な広報活動を展開する。

#### ○ 子どもたち自身が対応策を考えるワークショップの実施

子どもたちが主体となってネットトラブル防止への具体的な対応策を議論する「ひょうごネットトラブル防止ワークショップ」を開催(年3回)

※参加校をオンライン会議システム(ZOOM)でつないで実施

#### ○ 「スマホサミット in ひょうご 2020」の開催

家庭・学校・地域の関係者が青少年とともに考え、学び、取り組みの輪を広げる機会として全県大会を開催する。

<開催日> 令和2年12月13日(予定)

※無観客開催とし、サミットの様子をライブ配信予定

<R1実績> 令和元年12月15日開催

参加者約300名



【スマホサミット in ひょうご 2019】

青少年が考えた【ひょうごスマホ宣言 2020】

- < 時 間 > スマホより 大事にしてね 家族の時間
- < 危 険 > 危ないと 感じたときには もう遅い
- < フィルタリング > 考えて 守ってあげたい 親心
- < 人間関係 > その投稿 増える検索 減る友達

○「青少年のインターネット利用対策活動事例」を募集し、優秀な取組事例については発表動画を作成してもらい、ホームページで発信

③ インターネット親子学習会の支援

インターネット問題に関する県民理解の裾野を広げるため、青少年と保護者の情報リテラシー習得のための学習会に対して助成する。

- < 助成対象 > 小・中・高等学校 P T A、青少年団体、自治会 等
- < 助 成 額 > 30 千円／件を限度
- < 助成件数 > 年間 20 件程度を予定
- < R 1 実績 > 17 件
- < R2.9 月末 > 07 件

④ 「人とつながるオフラインキャンプ 2020」の実施

県内青少年教育施設において、ネットから離れて自然とふれあい、日常生活を見直すきっかけとするキャンプを実施するとともに、ネット依存の実態や回避方策等を調査・研究し、県民への普及・啓発を行う。

< 参加対象 > 日常生活でのネット利用を見直したい  
原則として県内在住の青少年

(小学 5 年～18 歳以下) 20 名程度

< 実施場所 > 神戸三田アウトドアビレッジ TEMIL 他

< 日 程 > オリエンテーション (8 月 23 日)

オフラインキャンプ (9 月 20 日～22 日 2 泊 3 日)

フォローアップ キャンプ (11 月 22 日)

< 指導協力 > (一社) ソーシャルメディア研究会

< R2 参加者 > 10 名 (小学生 : 2 名、中学生 : 6 名、高校生 : 2 名)



【オフラインキャンプ 2020】

(4) JKビジネス (有害役務営業) 対策の推進 (5,676 千円)

女子高校生 (JK) などを雇用し、青少年の性犯罪被害の温床となる、いわゆる「JKビジネス」への対策として、青少年愛護条例にもとづき、継続した立入調査を実施するとともに、事業者に対し条例の周知徹底及び規定遵守の指導等を行う。

(5) 青少年補導活動の推進 (328 千円)

有害環境から青少年を保護するとともに、青少年の非行を防止するため、補導活動を推進する。



## ア 青少年補導センター（県内 29 センター）

青少年の健全育成を目的として、各市町に設置されている機関で、地域における青少年補導活動の拠点としての活動を実施する。

### <活動内容>

- ・いじめ・不登校・非行といった青少年とその保護者が抱える悩みに対する相談活動
- ・非行や不良行為を行っている者に対する街頭補導活動と見守り
- ・青少年を取り巻く有害な環境の浄化活動 等

## イ 青少年補導委員（県内 3,501 人）

市町長等が委嘱した民間有志のボランティアで、青少年補導センター単位の街頭補導活動を行うとともに、青少年を取り巻く有害な環境の浄化活動を実施する。

### <令和 2 年度 青少年補導委員数> (単位:人)

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	淡路	計
163	726	555	475	572	416	401	95	98	3,501